

青森市子どもの権利相談センターだより

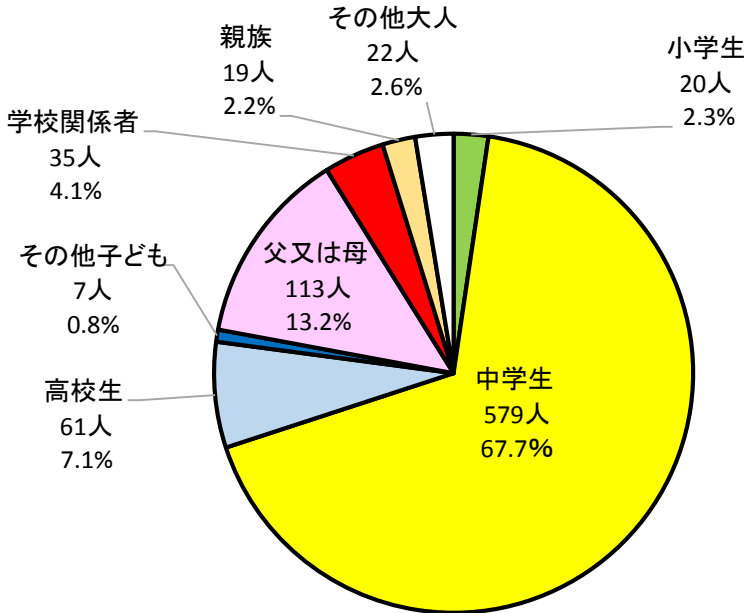
平成二十九年六月

青森市子どもの権利

相談センター発行

平成28年度の相談数は 子どもが大人の三倍以上

相談の延べ人数は、前年度に比べ、子どもがかなり多くなっています(子ども六六七人、大人一八九人)。
子どもの相談者は、中学生が最も多く、次いで高校生、そして小学生となっています。
大人の相談者は、父又は母が最も多く、次いで学校関係者となっています。



相談者の内訳(延べ人数:856)

相談内容の特徴

～中学生は「不登校」、高校生は「家族関係」、大人は「子育ての悩み」～

【中学生】

相談内容は、「不登校」、「進路問題」、「心身の悩み」、「家族関係」、「いじめ」、「交友関係」と多様でした。寄せられた相談の中には、在籍校との連携や子どもへの長期間の関わりが必要な場合があります。メール相談が多く寄せられたのも大きな特徴の一つでした。

★メール相談では、子どもを理解するためには複数回の継続したやり取りが必要です。主訴の解決に向けて、次第に信頼関係ができた段階で面談が電話での相談を提案しても、メール相談の継続を希望する傾向がありました。

【高校生】

相談内容は、「家族関係」、「心身の悩み」、「交友関係」などです。子ども自身がエンパワーメント(※)されるよう、直接、子どもの権利擁護委員が専門的な立場からアドバイスをしたり、関係機関と連携して支援しました。

【大人】

大人の相談者は、昨年同様、母親が最も多く、相談内容は、「子育ての悩み」、「不登校」、「学校等の対応」、「教職員等の指導」などでした。

次いで多かった学校関係者からの相談内容は、「不登校」、「学校等の対応」などでした。大人の場合は、相談だけでなく、問題を取り巻く一人一人の語ることを丁寧に聴き、関係を整える「調整活動」も行われました。

※エンパワーメント

人が本来持っているすばらしい生きる力を湧き出させること。

出前講座のお知らせ

子どもの権利相談センターでは、市民の皆様にも「子どもの権利条例」や「子どもの権利」について適切に学び、理解していただくことを目的に、出前講座を行っています。

★対象

5名以上で参加いただける団体・グループ(学校、町内会、サークルなど)

★日時等

開催日時は、「ご相談のうえ決定いたします。」

開催時間は概ね1時間以内です。会場は申込み団体・グループで準備していただきます。

★講師

青森市子どもの権利擁護委員
沼田 徹 氏 (弁護士)
小林 央美 氏 (大学教員)
関谷 道夫 氏 (臨床心理士)

★料金

無料

★申込み・問合せ

青森市福祉部子どもしあわせ課
子ども未来チーム

TEL FAX 017・763・5678

